

戸田市スポーツ賞表彰規則

平成30年3月30日

規則第21号

(目的)

第1条 この規則は、スポーツの分野における活躍を通じて、本市のスポーツの推進に貢献し、その功績が著しい個人又は団体に対し戸田市スポーツ賞を贈り、その榮譽をたたえることを目的とする。

(表彰の種類及び基準)

第2条 戸田市スポーツ賞の表彰(以下「表彰」という。)の種類及び基準は、別表のとおりとする。

(表彰の対象期間)

第3条 表彰の対象となる期間は、毎年1月1日から12月31日までとし、当該期間における最高の成績を表彰の対象とする。

(表彰の対象者)

第4条 表彰の対象となるものは、次に掲げるとおりとする。

- (1) 本市に居住する者
- (2) その他市長が適当と認める個人又は団体

(被表彰者の選定)

第5条 被表彰者の選定は、市長が行う。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、市長が表彰状を授与して行う。

2 市長は、表彰に際し、表彰状を授与するほか報奨金及び記念品(以下「副賞」という。)を授与することができる。

3 市長は、表彰を行ったときは、市広報紙等により公表するものとし、戸田市スポーツ賞被表彰者台帳(別記様式)に登載するものとする。

(表彰の時期)

第7条 表彰は、毎年1回定期に行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、随時にこれを行うことができる。

(追賞)

第8条 表彰を受けるべき者が、表彰前に死亡したときは、これを追賞し、その者が受けるべき表彰状をその遺族に贈るほか、副賞を贈ることができる。

(表彰の取消し)

第9条 表彰を受けた者が禁固以上の刑に処せられたときは、表彰を取り消し、表彰状及び副賞を返還させることができる。

2 市長は、前項の規定により表彰を取り消したときは、戸田市スポーツ賞被表彰者台帳から削除するものとする。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行し、第3条の規定は、平成30年1月1日から適用する。

(戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則の廃止)

2 戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則(平成16年規則第33号)は、廃止する。

(経過措置)

3 この規則の施行の際に、廃止前の戸田市スポーツ栄誉賞表彰規則の規定により表彰されているものは、この規則の相当規定により表彰されたものとみなす。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行し、令和4年1月1日(以下「適用日」という。)から適用する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の戸田市スポーツ賞表彰規則の規定は、適用日以後の功績に係る表彰について適用し、適用日以前の功績に係る表彰については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の戸田市スポーツ賞表彰規則の規定は、施行の日以後の功績に係る表彰について適用し、施行の日以前の功績に係る表彰については、なお従前の例による。

別表(第2条関係)

種別	基準
スポーツ栄誉賞	<p>(1) オリンピック競技大会、パラリンピック競技大会、デフリンピック競技大会及びスペシャルオリンピックスワールドゲーム(以下「オリンピック競技大会等」という。)において特に優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(2) 世界選手権大会(オリンピック競技大会等の実施競技(以下「実施競技」という。)に限る。)において極めて優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(3) その他特に功績が顕著で、スポーツ栄誉賞に値すると市長が認める場合</p>
スポーツ優秀賞	<p>(1) オリンピック競技大会等において優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(2) 世界選手権大会(実施競技に限る。)において特に優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(3) 世界選手権大会(実施競技以外の競技に限る。)において極めて優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(4) 国際大会において極めて優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(5) その他特に功績が顕著で、スポーツ優秀賞に値すると市長が認める場合</p>
スポーツ奨励賞	<p>(1) オリンピック競技大会等へ出場した場合</p> <p>(2) 世界選手権大会(実施競技に限る。)において、優秀な成績を挙げた場合</p> <p>(3) 世界選手権大会(実施競技以外の競技に限る。)において特に優秀な成績を挙げた場合。</p> <p>(4) 国際大会において特に優秀な成績を挙げた場合。</p> <p>(5) その他特に功績が顕著で、スポーツ奨励賞に値すると市長が認める場合</p>

